

角田市の公共施設等への電力供給等業務プロポーザル実施要領

※ 本プロポーザルは、平成31年度契約の準備行為であり、平成31年度角田市当初予算が成立することを前提として、募集の手続きを行うものである。従って、予算が成立しなかった場合には、本業務に係る契約を締結することができないことに加え、応募に際して要した全ての費用について、市は一切負担しないので、十分に留意の上、応募すること。

1 案件概要

- (1) 案 件 名 角田市の公共施設等への電力供給等業務
- (2) 案 件 内 容 電力供給等業務 一式
- (3) 候補対象施設 角田市役所本庁舎他20施設（別紙1のとおり）

2 仕様

2.1 電力供給業務

- (1) 電力供給条件（各施設とも）
 - ア 電 気 方 式 交流3相3線式
 - イ 供 給 電 圧 6,000ボルト
 - ウ 計 量 電 圧 6,000ボルト
 - エ 標 準 周 波 数 50ヘルツ
 - オ 受 電 方 式 1回線受電
- (2) 契約電力、予定使用電力量及び力率
 - ア 契約電力
別紙2のとおり（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）
 - イ 予定使用電力量
別紙2のとおり（ただし、気象条件や社会情勢等によって増減する場合がある。）
 - ウ 力率
各施設とも100パーセント（平均）
- (3) 電力供給期間
平成31年7月1日（0：00）から平成32年6月30日（24：00）まで
（ただし、市役所本庁舎のみ平成31年12月5日（0：00）から1年以内とする。）
- (4) 需給地点
需給場所構内に角田市（以下「発注者」という。）が設置した区分開閉器電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(7) 電力量等の計量

ア 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計算される値をいう。）及び力率の計量は、各供給場所に設置された計量器により行うものとする。

イ 計量日時は、発注者と電力供給者（以下「受注者」という。）が協議の上、毎月定めるものとし、受注者が計量結果の記録を提出すること。

(8) 電気料金等の算定期間

電気料金の算定は、1か月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）の使用電力量により算定する。

(9) 電力料金は、次に掲げる料金を合算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

ア 基本料金

本仕様書に規定する契約電力、契約単価及び力率から計算した金額（以下の算式による。）

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{契約単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

イ 電力量料金

使用電力量に単価一覧（燃料費調整を行う場合については、ウによる。）の料金を乗じて計算した金額（以下の算式による。）

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{電力量契約単価} + \text{燃料費調整単価}) + \text{再生可能エネルギー促進賦課金}$$

料金体系は基本料金と電力量料金（夏季・その他季）に基づく二部料金制とすること。

ウ 燃料費調整

燃料費の変動などにより契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、発注者、受注者協議の上、決定する。ただし、東北電力㈱の燃料費調整額を超えない範囲で行う。

エ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、東北電力㈱が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件によるものとする。

(10) 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

電力供給側の事故や災害により、電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は、他の電気事業者からの電力を確保すること。

2. 2 その他事業者の強みを活かした追加提案

電気料金削減の提案に加え、地域新電力の設立、SDGs（「持続可能な開発目標」）の達成、地方創生の実現、二酸化炭素の削減等に向けた取り組み等を始めとして、事業者の知見やノウハウ等を活用した追加の提案事項等を求めるものとする。

その事業を実施することによって、発注者が得られる事業効果（メリット）を明確化するとともに、それを遂行するための実施体制、事業工程及び費用負担等についても、提案書において具体的に言及すること。

なお、この追加提案については、発注者が、その提案内容の全てを実施することを確約するものではなく、今後その具体的な実現に向けて、発注者と受託者が引き続き協議を行うものとする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 有資格者に対する指名停止に関する要綱（平成7年角田市告示24号）に定める指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者（以下「登録小売電気事業者」という。）又は、登録小売電気事業者からの電力供給を仲介するエネルギー・サービス・プロバイダー事業者（以下「ESP事業者」という。）であること。
- (5) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (6) 過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と電力供給にかかる契約を締結した経験があること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者、その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 直近2年度分の国税、都道府県税及び角田市税を滞納していない者であること。
- (9) 暴力団排除条例（平成25年角田市条例第4号）第2条第1項第2号、第3号及び第4号に該当しない者及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。

5 応募方法

(1) 提案書等受付期間及び提出方法

ア 受付期間

平成31年2月7日(木)～平成31年2月28日(木) 17時必着

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出先

〒981-1592

宮城県角田市角田字大坊41番地

角田市総務部企画財政課行革情報係

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。様式の記載欄が不足する場合は、適宜、行を増やすなどして記入又は複数枚に分けて記入すること。なお、提案書は、1事業者につき1案とする。

ア 参加申請書(様式第1号) ※ 代表者印を押印すること。

イ 提案書(見積価格、算出根拠、積算内訳表及びその他提案事項等)(任意様式)

本実施要領の「2 仕様」及び別紙2「予定契約電力及び月別予定使用電力」等に基づき、見積価格、算出根拠、公共施設等ごとの積算内訳表等(見積価格及び積算内訳表には、消費税及び地方消費税を含む。)について必ず記載するものとし、提案する電気料金が、別紙2「予定契約電力及び月別予定使用電力」の電気料金合計に対して、何%の削減効果があるかを明記すること。

また、単に電気料金の削減の提案にとどまらず、地域新電力の設立、SDGs(「持続可能な開発目標」)の達成、地方創生の実現、二酸化炭素の削減等に向けた取り組み等を始めとして、事業者の知見やノウハウ等を活用した追加の提案事項等についても、提案書に含めて記載すること。

なお、提案書は、20ページ以内(表紙、目次を除く。)とし、書式等は自由とする(任意様式)。

ウ 事業者概要書及び国・地方公共団体等における同種事業の実績(様式第2号)

エ 直近2事業年度における決算に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

オ 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し

ただし、みなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)の場合は、「登録小売電気事業者であることを証する写し」の提出は不要とする。

カ 納税証明書

直近2年度分の角田市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税の納税証明書(角田市に対する納税義務の無い者にあつては、直近2事業年度分の法人税の納税証明書)並びに直近2事業年度分の消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 法人登記簿謄本の写し

ク 印鑑証明書

(3) 提出部数

上記(2)の提出書類は、正1部、副12部ずつ提出すること。

6 質疑応答

本プロポーザルに対する質問及び回答方法等については、以下のとおりとする。

(1) 質問方法

質問書(様式第3号)を用いて、電子メールにて提出の上、提出した旨の電話連絡を行うこと。

(2) 質問先

宮城県角田市総務部企画財政課行革情報係

電話番号：0224-63-2113 (内線：1076、1077)

E-mail：kikaku-zaisei@city.kakuda.lg.jp

(3) 質問期間

平成31年2月7日(木)から平成31年2月20日(水)まで

(4) 回答方法

質問の回答は、平成31年2月22日(金)までに、市のホームページへ公表する。

7 事業者選定方法

事業者の選定方法については、書類審査による1次審査の合格者を対象として、プレゼンテーションによる2次審査を実施し、発注者が設置する選定委員会の審査の結果に基づき、最も評価点が高い1者を優先交渉権者として選定する。

(1) 1次審査(参加資格及び電気料金の削減率等の書類審査)

提案者については、「4 参加資格」に規定する参加資格の有無を審査するとともに、参加資格を満たした者が6者以上となった場合、提案書(様式第2号)の書類審査により、電気料金の削減率の大きい順から上位5者について、1次審査を合格とし、2次審査として、プレゼンテーション審査を行うものとする(ただし、削減率5位の者が2者以上となった場合は、様式第2号(「事業者概要書及び国・地方公共団体等における同種事業の実績」)等により、これまでの実績等を総合的に勘案し、1者を決定する。)

審査結果については、1次審査結果通知書(様式第4号)を用いて、平成31年3月4日(月)に、提案者全員に対し、書面及びメールにて通知するものとし、1次審査が不合格となった者に対しては、その理由を付して通知する。

なお、ここで言う「電気料金の削減率」とは、提案する電気料金が、別紙2「予定契約電力及び月別予定使用電力」の電気料金合計(平成29年度実績：88,790,260.98円)に対して、何%削減されているかにより判断するものとする(ただし、個別の公共施設

等ごとに見た場合、現行の事業者よりも電気料金が高くなるものについては、契約を締結しないことがあるので留意すること。)

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

1次審査を合格した者については、プレゼンテーションによる2次審査を実施し、最も評価点が高い1者を優先交渉権者として選定するものとする。

なお、その時間及び場所等の詳細については、1次審査合格者へ別途メール等により通知するものとする。

ア 実施日（予定）

平成31年3月18日（月）

イ 実施場所

角田市役所本庁舎301会議室（宮城県角田市角田字大坊41）

ウ プレゼンテーションの方法及び実施順

プレゼンテーションについては、発注者へ提出した提案書（様式第2号）等を用いて行うものとし、当日における追加提案の説明や追加資料の配布は一切認めないものとする。

また、プレゼンテーションの実施順は、提案書等の受付順とする。

なお、プロジェクターやスクリーンの使用を希望する場合は、必ず提案書等の提出時に申し出るものとし、パソコン、その他必要な機材は提案者が用意すること。

エ 実施時間

実施時間は、提案者1者につき25分以内（プレゼンテーション：15分以内、質疑応答：10分以内）とする。

オ 出席者

出席者は、提案者1者につき3名以内とする。

カ 審査方法

審査は、「審査基準表（別紙3のとおり）」に基づき、発注者の職員で構成する選考委員会が実施し、最も評価点が高い1者を優先交渉権者として選定するものとする。

また、評価点の最高得点を獲得した者が複数となった場合は、提案内容等を踏まえ、選定委員会内の協議により、1者を優先交渉権者として選定する。

なお、選定委員会の構成員の所属及び職氏名は非公表とする。

キ 審査結果の通知及び公表

審査結果については、2次審査結果通知書（様式第5号）を用いて、平成31年3月20日（水）に、2次審査の提案者全員に対して書面及びメールにて通知するとともに、市のホームページにおいても、審査結果を公表するものとする。

なお、審査結果等に関する一切の事項について、質問や異議申し立て等は受け付けないものとする。

8 スケジュール

| | |
|-----------------|----------------------------|
| 募集要項公表 | 平成31年2月7日(木) |
| 質問の受付 | 平成31年2月7日(木)～平成31年2月20日(水) |
| 質問の回答 | 平成31年2月22日(金) |
| 提案書等受付 | 平成31年2月7日(木)～平成31年2月28日(木) |
| 1次審査(書類審査) | 平成31年3月1日(金) |
| 審査結果通知 | 平成31年3月4日(月) |
| 2次審査(プレゼンテーション) | 平成31年3月18日(月) 予定 |
| 審査結果通知 | 平成31年3月20日(水) 予定 |
| 契約締結 | 平成31年4月1日(月) 予定 |

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合、1次審査において、失格となった提案者が上位5者以内に入っているときは、次点を繰り上げるものとし、2次審査において、失格となった提案者が優先交渉権者として選定されているときは、発注者はその選定を取り消し、その次に高い評価点を得た者を優先交渉権者として選定するものとする。

- (1) 事業者が参加資格を満たさないことが分かったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (3) 選考委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (4) 事業者の決定から契約締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、電力供給の履行が困難であると市長が判断したとき。
- (5) その他著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと市長が判断したとき。

10 契約の締結等

- (1) 優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、施設所管課ごとに随意契約の手続きを行うものとする。その際、優先交渉権者は改めて見積書を提出するものとする。(ただし、7-(1)の但し書きにおいて既に述べているとおり、個別の公共施設等ごとに見た場合、現行の事業者よりも電気料金が高くなるものについては、契約を締結しないことがあるので留意すること。)
- (2) 当該契約期間内において、翌年度以降、予算の削減又は削除があった場合、発注者は当該契約の変更又は解除を行うことがあり得るものとする。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加申請後、本プロポーザルから参加を辞退しようとする場合は、

速やかに「12 問い合わせ先」まで電話連絡の上、辞退届（様式第6号）を郵送又は持参により提出しなければならない（※ 代表者印を押印すること。）。

- (2) 本プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類等を含む。）は、情報公開条例（平成11年角田市条例第22号）に基づき、公開請求者あて情報公開することがある。
- (3) 応募に際して要した費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案者より提出された書類については、提出後の追加、修正を原則認めないものとし、一切返却しないものとする。

12 問い合わせ先

担 当：宮城県角田市総務部企画財政課行革情報係

電話番号：0224-63-2113（内線：1076、1077）

E-mail：kikaku-zaisei@city.kakuda.lg.jp

別紙 1

候補対象施設一覧

| No. | 公共施設等名 | 契約種別 | 施設住所 | 備考 |
|-----|-------------|----------------|-------------|----|
| 1 | 市庁舎 | 業務用電力Ⅱ | 角田字大坊 41 | |
| 2 | 総合保健福祉センター | 業務用電力 深夜電力B | 角田字柳町 35-1 | |
| 3 | 中島保育所 | 業務用電力 | 角田字中島上 57-4 | |
| 4 | 岡排水機場 | 農事用電力 | 岡字雑魚橋 76-77 | |
| 5 | 江尻排水機場 | 農事用電力 | 江尻字巻向地内 | |
| 6 | 金津クリーンセンター | 高圧電力S | 尾山字宿原 45-1 | |
| 7 | 野田排水区雨水ポンプ場 | 高圧電力S | 角田字町田地内 | |
| 8 | 角田小学校 | 業務用電力 | 角田字牛館 41 | |
| 9 | 横倉小学校 | 業務用電力 | 横倉字杉の堂 7 | |
| 10 | 枝野小学校 | 業務用電力 | 島田字三口 71 | |
| 11 | 藤尾小学校 | 業務用電力 | 藤田字梶内 51-2 | |
| 12 | 東根小学校 | 業務用電力 | 平貫字前河 2-1 | |
| 13 | 桜小学校 | 業務用電力 | 佐倉字小山 78-1 | |
| 14 | 北郷小学校 | 業務用電力 | 岡字阿弥陀入 11-2 | |
| 15 | 西根小学校 | 業務用電力 | 高倉字打越 32-3 | |
| 16 | 角田中学校 | 業務用電力 | 角田字牛館 1-2 | |
| 17 | 金津中学校 | 業務用電力 | 尾山字荒町 125-1 | |
| 18 | 北角田中学校 | 業務用電力 | 江尻字前原 50 | |
| 19 | 市民センター | 業務用電力 | 角田字牛館 10 | |
| 20 | 学校給食センター | 高圧電力S | 高倉字呉服屋 35-1 | |
| 21 | 枝野浄水場 | 高圧電力S | 枝野字真菰地内 | |

※ 契約内容等の詳細については、別紙 2 を参照のこと。

[空白ページ]

[空白ページ]

審査基準表

二次審査（プレゼンテーション）における審査基準は、概ね以下のとおりとする。

| 審査項目 | 審査の視点 | 配点基準 | 配点 | 評価点 |
|---------|-------------------------------------|------|----|-----|
| 電力小売価格 | 現在の電気料金と比較し、安価な電力小売価格の提案がなされているか。 | | 60 | |
| | | | 50 | |
| | | | 40 | |
| | | | 30 | |
| | | | 20 | |
| | | | 10 | |
| その他提案事項 | 角田市を取り巻く諸課題等を捉え、十分実現可能性がある提案内容だったか。 | | 20 | |
| | | | 10 | |
| | | | 0 | |
| | 事業者において、提案を確実に遂行することができる体制となっているか。 | | 20 | |
| | | | 10 | |
| | | | 0 | |

平成 年 月 日

角田市長 大友 喜助 殿

所在地：_____

事業者名：_____

代表者名：_____ 印

参加申請書

角田市の公共施設等への電力供給等業務プロポーザル実施要領に基づき、下記のとおり提案書等を提出いたします。

なお、参加申請にあたり、実施要領に定める参加資格を満たしているとともに、優先交渉権者として選定された場合は、本提案書の内容に則り履行保証することを誓約します。

記

1. 提案書（見積価格、算出根拠、積算内訳表及びその他提案事項等）（任意様式）
2. 事業者概要書及び国・地方公共団体等における同種事業の実績（様式第2号）
3. 直近2事業年度における決算に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
4. 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し（みなし小売電気事業者は不要）
5. 納税証明書
6. 法人登記簿謄本の写し
7. 印鑑証明書

（担当者連絡先）所 属：_____

氏 名：_____

電話番号：_____

Fax 番号：_____

E-mail：_____

事業者概要書及び国・地方公共団体等における同種事業の実績

| | |
|-----------------|---|
| 事業者名 | |
| 所在地 | |
| 会社設立日 | |
| 資本金 | |
| 従業員数 | |
| 業務内容 | |
| 電力供給実績 | KWh/月（平成 年 月時点） |
| 電力発電及び調達方法 | |
| 国・地方公共団体等との契約実績 | （過去3か年の間に契約締結した国・地方公共団体等の延べ数） _____ 団 体 |
| | （上記のうち主な契約先・契約期間・契約容量等） 1. 発注機関： _____ 契約期間： _____ ～ _____ 契約容量： _____ その他： _____ 2. 発注機関： _____ 契約期間： _____ ～ _____ 契約容量： _____ その他： _____ 3. 発注機関： _____ 契約期間： _____ ～ _____ 契約容量： _____ その他： _____ ※ 実績が確認できる契約書の写しを添付すること。 |

質 問 書

平成 年 月 日

角田市長 大友 喜助 殿

所在地： _____
 事業者名： _____
 代表者名： _____
 電話番号： _____
 担当者名： _____

| | | |
|-------|--------------------|--|
| 業 務 名 | 角田市の公共施設等への電力供給等業務 | |
| 質問番号 | 質問項目及び内容 | |
| 1 | 質問項目 | |
| | 内 容 | |
| 2 | 質問項目 | |
| | 内 容 | |
| 3 | 質問項目 | |
| | 内 容 | |

※ 必要に応じて行を追加して下さい。また、1ページを超える場合には、この様式に準じて、ページを追加して下さい。

角 企 財 第 ○ ○ 号
平成31年○月○○日

殿

角田市長 大友 喜助

角田市の公共施設等への電力供給等業務に係る1次審査結果について（通知）

このことについて、参加資格及び電気料金の削減率等の書類審査を実施しましたので、下記のとおり1次審査の結果を通知します。

なお、1次審査を合格した者については、プレゼンテーションによる2次審査を実施しますので、その時間及び場所等の詳細については、別途メールにより通知します。

記

1. 参加資格 参加資格を有することを認めます。
 次の理由により参加資格を有することが認められません。
(理由：)

2. 電気料金の削減率

上記参加資格を有する者のうち、削減率の高い順から上位5者を合格とする。

| 順位 | 合 否 |
|-----|-------------|
| 第 位 | 合 格 / 不 合 格 |

(不合格の理由：)

担 当：総務部企画財政課行革情報係
鳴原、大野、坂井、加藤、片柳
電話番号：0224-63-2113 (内：1076)
E-mail：kikaku-zaisei@city.kakuda.lg.jp

殿

角田市長 大友 喜助

角田市の公共施設等への電力供給等業務に係る2次審査結果について（通知）

このことについて、平成31年3月18日に開催した選定委員会において、貴社の2次審査の結果が下記のとおりとなりましたので、通知します。

なお、審査の結果、順位第1位の者については、優先交渉権者として選定し、今後契約内容等について協議して参りますことを申し添えます。

記

| 順位 | 評価点 |
|-----|----------|
| 第 位 | 点 / 100点 |

担 当：総務部企画財政課行革情報係
鳴原、大野、坂井、加藤、片柳
電話番号：0224-63-2113（内：1076）
E-mail：kikaku-zaisei@city.kakuda.lg.jp

辞 退 届

平成 年 月 日

角田市長 大友 喜助 殿

所在地： _____
事業者名： _____
代表者名： _____ 印

角田市の公共施設等への電力供給等業務プロポーザル実施要領に基づき、過日提案書等を提出しましたが、下記の理由により辞退しますので、お届けいたします。

記

辞退理由： _____

(担当者連絡先) 所 属： _____
氏 名： _____
電話番号： _____
Fax 番号： _____
E-mail： _____